

## 注 文 書

- 1 契 約 番 号 2026000022
  
- 2 件 名 看護補助者派遣業務
  
- 3 履 行 場 所 宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号
  
- 4 履 行 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
  
- 5 別 添 書 類
  - (1) 仕様書
  - (2) 参考明細書
  
- 6 担 当 課 経営管理部人事厚生課

## 仕 様 書

- 1 件 名 看護補助者派遣業務
- 2 契約形態 労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第26条第1項に定める労働者派遣契約
- 3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- 4 期限の制限に抵触する最初の日  
令和9年4月1日
- 5 派遣労働者が従事する内容
  - (1) 入院食の準備業務
    - ア 配膳業務
    - イ 患者に合わせた箸等の準備業務
    - ウ 下膳業務
  - (2) 患者の清潔ケア業務
    - ア 清拭手足浴
    - イ 洗面
  - (3) 患者の衣類交換介助業務
  - (4) 患者見守り対応業務
  - (5) 汚物処理及び洗浄業務
  - (6) 洗面タオル配布及び補充業務
  - (7) 電話対応・連絡業務
  - (8) ナースコール対応業務
  - (9) 患者家族対応業務
  - (10) 清掃及び洗浄業務

- ア 部署内の清掃業務
- イ 病室及び手術室の清掃業務
- ウ 患者の使用した物品の洗浄業務
- エ 部署内の整理整頓業務
- (11) 患者及び物品の搬送業務
  - ア 車椅子による患者搬送業務
  - イ ストレッチャーによる患者搬送業務
  - ウ ベッドによる患者搬送業務
  - エ 検体搬送及び提出業務
  - オ 物品搬送及び請求業務
  - カ 薬品搬送及び請求業務
  - キ 患者からの荷物搬送業務
  - ク 患者家族からの荷物搬送業務
  - ケ 書類等の搬送業務
- (12) ベッドメイキング業務
- (13) 配属部門以外（他病棟）での応援看護業務（横断業務）
- (14) モニターアラーム対応業務
- (15) 物品準備及び補充業務
  - ア 部署への物品及び書類の補充業務
  - イ 処置に使用する物品の準備業務
  - ウ 麻酔カート内の物品補充業務
  - エ 術後のベッドの準備業務
  - オ 患者の使用する物品準備業務
  - カ 白衣の補充業務
- (16) 車椅子及び歩行器等の安全確認業務
- (17) 電子カルテシステム（(株) ソフトウェア・サービス「NEWTONS 2.2」）への患者情報等入力業務
- (18) 患者のトイレ誘導および排泄介助業務

6 派遣労働者が労働派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所

(1) 派遣受入事業所

名称：大崎市病院事業（以下「発注者」という。）

所在地：〒989-6183 宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号

(2) 組織単位

名称：本院看護部

組織の長の職名：本院看護部長

(3) 就業場所 大崎市民病院本院 各病棟

(TEL) 0229-23-3311

7 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項

(1) 派遣受入れ側の責任者及び指揮命令者

ア 責任者

(役職) 本院看護部長

(TEL) 0229-23-3311

イ 指揮命令者

(役職) 本院看護部各病棟看護師長

(TEL) 0229-23-3311

ウ 上記の責任者、指揮命令者が不在の場合は、本院看護部副看護部長及び本院看護部各病棟副看護師長をそれぞれに充てることとする。

(2) 派遣元（以下「受注者」という。）の責任者

ア 責任者 落札後別途協議する。

(役職)

(氏名)

(TEL)

8 就業日及び就業時間等配置時間及び人員体制

#### (1) 就業日

原則、月曜日から金曜日までとし、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（令和8年12月29日から令和9年1月3日）以外の日とする。ただし、発注者と受注者で協議のうえ、就業日とする場合がある。

#### (2) 就業時間

午後4時30分から午後11時30分（うち休憩時間60分）

※ なお、労働時間は1か月単位の変形労働時間制を適用するものとする。

※ 休日について、各派遣労働者は4週6休以上とする。

#### (3) 業務時間数

月間で合計1,584時間以上を確保することとする。ただし、発注者と受注者で協議のうえ、業務時間を変更する場合がある。

※ 施設基準（急性期看護補助体制加算（夜間100対1加算、夜間看護体制加算）の人数及び時間数を確保することを大前提とする。

※ 毎月発注者及び受注者で業務必要時間数の協議を行い、必要時間数の確保に努めることとする。

#### (4) 配置人数

1日当たり14名配置することとする。ただし、発注者と受注者で協議のうえ、1日の配置人数について変更する場合がある。

※ 施設基準（急性期看護補助体制加算（夜間100対1加算、夜間看護体制加算）の人数及び時間数を確保することを大前提とする。

※ 毎月発注者及び受注者で配置人数の協議を行い、配置人数の確保に努めることとする。

### 9 時間外、深夜及び休日勤務

#### (1) 時間外勤務

労働基準法（昭和22年法律第49号）第37条第1項に規定される労働時間を延長した場合における勤務あり（病院事業の指示による。ただし、1人あたり1日2時間、月45時間、年間360時間を限度とする。）。

#### (2) 深夜勤務

労働基準法第37条第4項に規定される時間における勤務あり。

(3) 休日勤務

労働基準法（昭和22年法律第49号）第37条第1項に規定される休日における勤務あり（病院事業の指示による。ただし、法定休日は月1日を限度とする。）。

10 安全及び衛生に関する事項

- (1) 受注者は、派遣労働者に対し受注者の負担において定期健康診断・インフルエンザ予防接種を実施するものとする。
- (2) 発注者は、労働安全衛生法の趣旨に沿って安全・衛生・採光・空調等に留意し、快適な勤務環境を提供するものとする。
- (3) 発注者及び受注者は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、就業派遣中の安全及び衛生については、発注者の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、受注者の安全衛生に関する規定を適用する。

11 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項

- (1) 発注者は、派遣労働者からの苦情の申出に対し、受注者と協力して当該苦情の適切かつ迅速な処理を図るものとする。

なお、受注者は、派遣労働者に対し派遣前に本仕様書及び従業務内容について十分な説明を行うものとし、派遣後に発生した本仕様書及び従業務内容についての苦情その他のトラブルについては、受注者が責任を持って対応するものとする。

ア 発注者の苦情の申し出先

(役職) 大崎市民病院 経営管理部人事厚生課長

(TEL) 0229-23-3311

イ 受注者の苦情の申し出先

(役職) 落札後別途協議する。

(氏名)

(TEL)

ウ 上記アの申し出先が不在の場合は、経営管理部人事厚生課長補佐を充てることとする。

1.2 派遣労働者の新たな就業の機会の確保、派遣労働者に対する休業手当等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

発注者に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に解除を行おうとする場合には、受注者の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって受注者に解除の申入れを行うものとする。

(2) 就業機会の確保

発注者及び受注者は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責めに帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、発注者及び受注者が協議のうえ、就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るものとする。

(3) 損害賠償等に係る適切な措置

発注者の責めに帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い受注者が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行うものとする。

なお、賠償の詳細については落札後別途協議する。

(4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示

発注者は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、受注者から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を受注者に対し明らかにしなければならない。

1.3 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

(1) 発注者は当該労働者派遣契約の契約期間において、受注者に雇用されている派遣労働者を雇用することは出来ないこととする。

- (2) 発注者が当該労働者派遣契約終了後に当該派遣労働者を雇用しようとするときは、契約期間終了の2か月前までに予め受注者にその旨を文書にて通知する。
- (3) 受注者は、上記により発注者から通知を受けた場合、当該派遣労働者の希望を最優先に対処しなければならない。ただし、発注者における雇用条件の提示、雇用申込の受託の可否の通知等は、発注者及び当該派遣労働者間で行うものとする。

#### 1.4 派遣対象となる派遣労働者の種類

派遣対象となる派遣労働者は、無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定しない。

#### 1.5 派遣労働者が利用できる福利厚生施設等

- (1) 休憩室：利用可
- (2) 更衣室：利用可
- (3) 被服：貸与可（クリーニング含む）
- (4) その他：ロッカー貸与可
- (5) 職員駐車場：使用可（ただし、本院から自宅間2km以上の場合）

#### 1.6 資格要件等

- (1) 当該契約による派遣労働者は、次に掲げる要件を満たすものであること。  
心身ともに健康な者。
- (2) 当該契約に関し、受注者は次の要件を厳守すること。
  - ア 過去5年間に500床以上の一般病床を有する病院の夜間看護補助者派遣業務を元請けとして受託した実績を有すること。
  - イ 業務内容に即した研修を行える体制を有していること。
  - ウ 業務内容等を勘案し、能力、適性等を有する者を派遣すること。
  - エ 宮城県内に本社又は営業所を有し、不測の事態に対応する体制を有していること。

#### 1.7 一般的遵守事項

- (1) 受注者は、派遣労働者に対し、次に掲げる事項を厳格に守らせなければならない。
  - ア 大崎市が定める条例等に則り、業務を適正に執行すること。

- イ 事前に派遣労働者に対し、医療関連法規及び個人情報保護に関する職場内研修を実施すること。
- ウ 個人情報の取り扱いについては、特に厳格な配慮が求められる業務であることを鑑み関連法規を遵守すること。
- エ 発注者が所有するコンピュータ等情報端末等の使用にあたっては、大崎市情報セキュリティ基本方針（令和3年大崎市訓令甲第13号）を遵守し、責任者又は指揮命令者の指示によらない持ち出し及び破損若しくは汚損することのないよう業務を遂行すること。
- オ 発注者が所有及び運用する「大崎市病院事業総合運営システム」の利用については、大崎市病院事業総合運営システム運用管理規程（平成23年大崎市病院管理規程第8号）及び「総合運営システム運用管理マニュアル」を遵守すること。
- カ 受注者は、発注者が企画実施する院内全体及び当該部署内での研修会に積極的に参加すること。
- キ 業務上不明な事項が生じた場合は、責任者又は指揮命令者、所属職員の指示を受け、業務を実施すること。

## 1.8 業務引継ぎ

契約の解除または契約期間満了後に、発注者が他の事業者と契約を締結することとなった場合、本業務に支障なく本仕様のとおり遂行するため他の事業者と十分な引継期間（契約満了前）を設け業務引継ぎを行うこと。

## 1.9 入札単価及び支払方法

### (1) 入札方法

派遣労働者1人、1時間あたりの単価（消費税及び地方消費税を含まない。）による入札とする。この単価には派遣労働者の交通費等一切の経費を含めるものとする。

### (2) 延長した労働時間の単価

延長した労働時間の労働については、2割5分で計算した割増料金を支払うものとする（1円未満の金額は切捨てにより計算する。）。

### (3) 夜間時間における労働時間の単価

夜間時間における労働については、2割5分で計算した割増料金を支払うものとする（1円未満の金額は切捨てにより計算する。）。

(4) 休日における労働時間の単価

休日における労働については、3割5分で計算した割増料金を支払うものとする（1円未満の金額は切捨てにより計算する。）。

(5) 締切日 毎月末とする。

(6) 請求日

翌月10日とする。ただし、その日が日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、直近の平日まで請求書を提出するものとする。

(7) 支払日

発注者は受注者からの適法な支払請求を受けた日から、30日以内に請求金額を受注者の指定する金融機関口座に振り込むものとする。振込手数料は発注者の負担とし、支払遅延が生じた場合は、遅延した金額に対し遅延損害金を支払うものとする。なお、遅延利息については、政府の定める率によるものとする。

## 20 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力をを行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

## 2.1 その他

本仕様書に記載されていない事項については、発注者と受注者の間で協議のうえ決定するものとする。

# 参考明細書

(単位：円)

No	件名	数量	単位	単価（税抜）	計（税抜）	備考
1	看護補助者派遣業務		時間			
積算額						
積算額に係る消費税						適用税率 10%
積算額（税込）						